

東京都教育委員会委託事業

平成29年度

都立特別支援学校における

# 社会貢献活動 モデル事業



## 実践事例集

## 目次

1P 目次

2P 平成29年度都立特別支援学校における  
社会貢献活動モデル事業事業内容

都立特別支援学校社会貢献活動モデル校20校実践事例紹介

---

視覚障害特別支援学校 4P 都立葛飾盲学校

---

聴覚障害特別支援学校 6P 都立葛飾ろう学校

8P 都立中央ろう学校

---

肢体不自由特別支援学校 10P 都立城南特別支援学校

12P 都立城北特別支援学校

14P 都立村山特別支援学校

---

知的障害特別支援学校 16P 都立王子特別支援学校

18P 都立しいの木特別支援学校

20P 都立矢口特別支援学校

22P 都立羽村特別支援学校

24P 都立王子第二特別支援学校

26P 都立港特別支援学校

28P 都立石神井特別支援学校

30P 都立板橋特別支援学校

32P 都立南花畑特別支援学校

34P 都立田園調布特別支援学校

36P 都立青山特別支援学校

---

肢体不自由・知的障害  
特別支援学校 38P 都立町田の丘学園

40P 都立多摩桜の丘学園

---

知的障害・病弱特別支援学校 42P 都立武蔵台学園

**業務委託団体** 認定NPO法人さわやか青少年センター

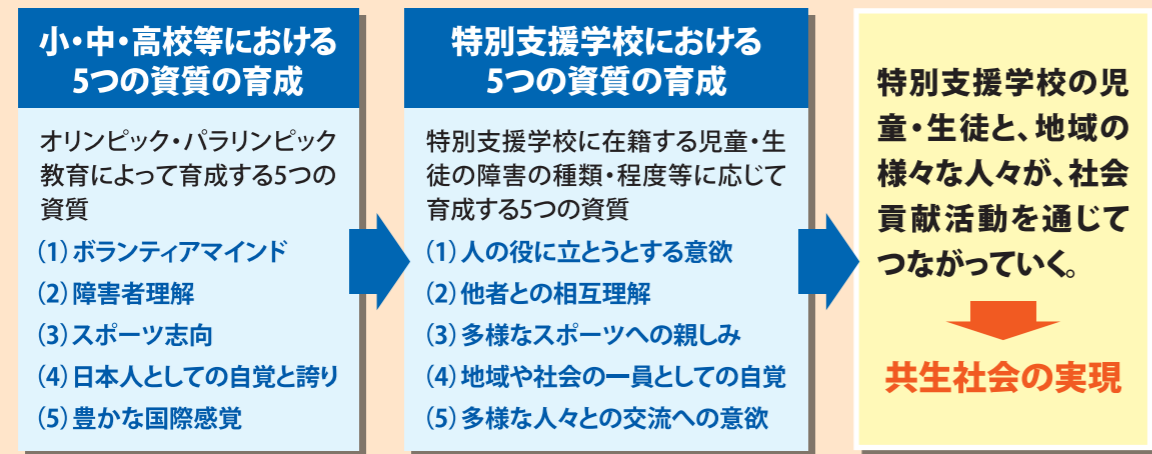
**事業内容** 当事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、「多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成」を目指したオリンピック・パラリンピック教育の一環として、都立特別支援学校20校を社会貢献活動モデル事業実施校(以下「モデル事業実施校」という。)として指定し、地域の人々などに直接接し、貢献する社会貢献活動を行う。  
本件では、高齢者施設等を利用する高齢者等に対する社会貢献活動を行うに当たって必要な業務を委託し、今後学校が独自に社会貢献活動を行うことにつなげていく。

## 都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について

### 社会貢献活動モデル事業のねらい

オリンピック・パラリンピック教育が目指す人間像

#### (4) 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成



これまで、地域清掃やリサイクル活動など、環境等に対する社会貢献活動であった。

そこで

新たに、地域の高齢者施設等を利用する高齢者に対して、児童・生徒が、直接交流するなどの、社会貢献活動を行う。

### 目指す今後の事業展開



### 1 モデル事業実施校 20校(目次参照)

### 2 対象団体(以下「モデル事業実施高齢者施設・団体」という。)

有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホームなど的高齢者施設や通所介護(デイサービス)事業所の他、自治会や民生委員など、地域を拠点とする高齢者を含む団体も対象とする。

### 3 実施期間

平成29年7月13日から平成29年12月10日まで。モデル事業実施校及びモデル事業実施高齢者施設・団体から実施の希望があれば、土曜日・日曜日も含む。  
また、実施回数は、各モデル事業実施校で1回ずつ、合計20回とする。

### 4 実施場所

実施場所はモデル事業を実施する高齢者施設・団体とする。ただし、社会貢献活動の内容により、モデル事業実施高齢者施設・団体の近隣の公園等で行うこともできる。また、モデル事業実施高齢者施設・団体を招いてモデル事業を実施する場合は、実施場所を当該モデル事業実施校とすることもできる。

### 5 実施活動例

- (1)モデル事業実施校の児童・生徒がモデル事業実施高齢者施設・団体を訪問した、レクリエーション活動の運営や歌や踊りの披露、話し相手などの活動
  - (2)モデル事業実施校やモデル事業実施高齢者施設・団体の農園などを活用して、高齢者が行う園芸を補助する活動
  - (3)モデル事業実施校に高齢者等を招いて、器楽演奏や合唱、ゲーム、スポーツ等を通して高齢者等との交流活動
  - (4)モデル事業実施校の児童・生徒とモデル事業実施高齢者施設・団体の利用者などが、直接的なふれあいや双方向的なやりとりができる活動
  - (5)学校と地域とが年間を通して、継続的に行うことができる活動
  - (6)地域の特性や、これまでモデル事業実施高齢者施設・団体で行ってきたことを生かすことのできる活動
- 「留意事項」なお、野外で活動を行う場合は、気候等も考慮に入れて内容を決定すること。また、雨天の場合に備えて、代替地や活動内容の代替案についても決定しておくこと。

### 6 モデル事業実施高齢者施設・団体の選定

- (1)モデル事業実施校の半径5キロメートル以内の高齢者施設・団体

### 7 付記

社会貢献活動の実施に当たっては、可能な限り、障害や学年が多様な児童・生徒が活動に参加できるようにするとともに、小学生・中学生や地域住民の参加が促進されるようできる限り該当校に助言等を行うこと。